○○学園保護者会　規約

(名称及び事務局)

第1条　名称は、○○学園保護者会 (以下「本会」という)と称し、事務局を○○学園に置く。

(目的)

第2条　本会の目的は、次のとおりとする。

1. 　子ども基本法に基づく子どもの権利を保障する。

2. 　学校・家庭並びに地域社会における児童生徒の福祉を増進する。

3. 　学校の教育的環境の整備に協力する。

4. 　会員の教養を高め、親睦を深める。

(方針)

第3条　本会は、教育を主目的とする民主団体として、次の方針に沿って活動する。

1.　特定の政党や宗教に偏ることなく、また、営利を目的とするようなことは行わない。

2.　本会、または本会の役員名で公私の選挙の候補者を推薦しない。

3.　本会は、自由独立のものであって、他の団体から支配統制、または干渉を受けない。

4.　本会は、目的を推進するため、教育について意見を述べ、協議する 。

5. 本会は、すべての○○学園の児童生徒を平等に扱う。

6. 本会は、○○市連合PTA、○○県PTA連合会、及びその上部組織に関与しない。

(会員・準会員)

第4条　本会の会員・準会員は、次のとおりとする。

1. 　会員の入会資格は、○○学園に在籍する児童生徒の保護者とする。

2. 　保護者は、本会に入会の意思表示をして、会員となる。

3. 　会員は、１項の入会資格を失うと自動退会する。

4. 　退会した保護者、及び○○地域の在住者・在勤者は、本会に入会の意思表示をして、準会員となる。準会員は、総会・役員会を除く本会の事業に参加できる。

5. 　会員・準会員は、本会に意思表示をして、退会できる。

(役員)

第5条　本会に次の役員を置く。

1. 会長 1名

2. 役員 1名以上

3. 会計監査 1名

(役員の職務)

第6条　役員の職務は、次のとおりとする。

1. 会長は、本会を代表し、会務を統括する。

2.　役員は、会長を補佐し、会長不在のときは代理する。

3.　会計監査は、本会の会計を監査し、総会で報告する。

4. 会長は、本会の会計業務を、会員または準会員に委託できる。

(役員の選出)

第７条　前条の規定による役員の選出は、次のとおり行う。

1. 　役員は、本会の会員より選出する。

2. 　役員は、各学級から各１名選出する。多学級の役員を１名の会員が兼務できない。

3. 　会長は、役員の互選によって選出する。

4. 　会計監査は、会長を除く役員の互選によって選出する。

(役員の任期)

第8条　役員の任期は1年とし、再任を妨げない。

(総会)

第9条　総会の構成、成立、議決事項及び運営は、次のとおりとする。

1. 　総会は会長が召集し、世帯を一とする会員の過半数(委任状を含む)の出席を以て成立する。

2.　総会の議長は、会長があたる。ただし、会長に指名された役員が代理で行うことができる。

3.　総会は、次の事項を報告・審議し、合議によって承認、または、決定する。

(1)　事業報告及び決算報告

(2)　事業計画案及び予算案

(3)　規約の改正

(4)　会費の改正

(5)　その他必要と認める事項

4.　臨時総会は、役員会が必要と認めたとき、または、三分の一以上の会員の要望があったとき開くことができる。

(役員会)

第10条　役員会の構成及び任務は、次のとおりとする。

1. 　役員会の構成は、会計監査を除く役員で構成する。

2. 　役員会は、必要に応じて会長が招集する。

3. 　役員会は、本会の目的・事業の企画運営を司る。

4. 　役員会は、本会の運営に必要な事項を審議し、決議する。

5.　 会員は、会長の承認をえて役員会に参加することができる。

6.　 準会員は、第４条4項の定めによらず、会長の承認をえれば役員会に参加できる。

(経費)

第11条　 本会の経費は、会費・事業収入・補助金・寄付金・その他の収入を以て充てる。

(会計年度)

第12条　本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

(会費)

第13条　本会の会費、会員一世帯につき、前・後期3,000円とする。また、会長が必要と認めた場合には、会費を免除することができる。

（規定)

第14条　本会は、必要に応じて役員会の決するところにより、本規定に反しない限りにおいて、別に規定を定めることができる。

（規約の改正)

第15条　規約は、総会において改正することができる。

(規約の施行日等)

付則　この規約は？？？？年？月？日から施行する。